

特別寄稿

## 史料収集は目録に尽きる —日本近代史のなかの琉球・沖縄史料学の出発—

我部 政男\*

Masao GABE\*

### 紹介文

我部政男先生は日本、沖縄を代表する日本近代史研究者である。先生は、1939年本部町に生れ、琉球大学教授を経て、山梨学院大学名誉教授とられた。今年度より本研究所の客員研究員として、尽力頂いている。

先生の業績をこの短い文章で語ることはできない。だが試みにまとめてみるならば、研究方面において特筆すべきは、学術論文の功績もさることながら、資料集に関する成果である。我部政男編『地方巡察使復命書：明治15・16年』上巻・下巻（三一書房、1980年－1981年）、我部政男・広瀬順皓編『公文別録総目録』上・中・下巻（ゆまに書房、1995年－1997年）等（他20篇）の収集・刊行は、日本史のみならず琉球・沖縄史研究の発展にも大きく貢献した。また、日本政治外交史の角度から琉球処分、沖縄戦、義和団事件、日露戦争等の国際的な歴史を研究対象として扱い、その研究意識はおのずと「国際政治のなかの沖縄」へと向かっている。結果、その集大成ともいえる御著書『日本近代史のなかの沖縄』（不二出版）で第42回沖縄タイムス出版文化賞の特別賞を受賞された。また、これまでの業績に対し、琉球新報社から第39回東恩納寛惇賞が授与された。

今回本紀要に寄稿頂いた、「史料収集は目録に尽きる—日本近代史のなかの琉球・沖縄史料学の出発—」は、一研究者としての先生の足跡をご自身の言葉で振り返りつつ、後進への力強いメッセージにも溢れる内容となっている。日本、沖縄の近代史に興味を持つ研究者のみならず、日本、沖縄に関する研究を志す者にはぜひ一読頂きたい論である。

環太平洋地域文化研究所所長  
小嶋 洋輔

### 1 はじめに

秋空のもと、沖縄の海岸線の白い浜辺には、奇妙な長い帯状の怪物が迫っている。鉛色の乳褐色で海上に漂っている大小さまざまな軽石の大群が、逃げ場のない漁港に幾層にも重なって押し寄せる光景は、さながら北国のバルト海の凍りついた海上の氷の塊を彷彿させるかのようである。風と波の流れに身を任せた軽石のように浮ついた話ではなく、これから始まる物語は、海中に深く沈んだ大石のように泰然とした巨石の沖縄の近代史史料収集の話である。因みに、軽石の漂着は日本近海の遠く離れた海中での地球内部の地殻変動による大自然の大爆発であり、地球内部の構造的な地震のメカニズムは知らない

が、自然環境の自己表現の産物に他ならないはずである。

表題を「史料収集は目録に尽きる」とし、副題を「日本近代史のなかの琉球・沖縄史料学の出発」とした。史料収集の原理は、ほぼその表題に含まれることになるが、結果として、目録の表題に尽きるであろう。すなわち、カタログを作ることである。収集されていない史料は、その限りではない。もちろん史料の目録・カタログも存在しない。史料収集のプロジェクトはチームワークの作業であり、一個人のなせる業ではない。以下で詳しく述べるように、わたし自身も多くの方々の協力と援助でこの仕事を進めることができた。ネットワークに支えられた現代社会の人的構成の上になりたった体験であった。

地方としての沖縄は、中央政府の影響を強く受け、中

\* 名桜大学環太平洋地域文化研究所客員研究員  
山梨学院大学名誉教授

央・地方関係の緊張が根強く、両者は常に一体化して動いている。近代の沖縄は、地方、地域としても特異な個性を持つ存在でもある。全体の中に統合されながらも埋没せず個としての核を失うことはない。不思議なことにそれが、両者の共通性として、その史料の存在形態のなかにも色濃く見出される。巻末に、年表風の史料の集積目録をつけておいたのは、表題へのそれなりの回答のつもりであることをお断りしておきたい。簡単に結論を言えば、その目録が史料収集の出発点であり、研究成果も含めて、同時に到達点になっている。考えてみると、実に奇妙であり、しかも不思議で個性的な世界を形づくっている。

琉球・沖縄史料学の収集について論じ、さらにわたし個人の体験的な資料収集についても語ってほしいというのが、わたしにあたえられ、提示され、要求された課題である。もしも可能ならば、名桜大学のある沖縄の北部地区、国頭郡も視野に加えてほしいとの要望も追加される。地域個性の尊重という点でも、重要な問題提起であることには、変わりはない。しかしそれへの返答にはなお時間と熟考を要するであろう。

予てより、わたくし自身も、これまで関わってきた個人的な体験を記録に残しておきたいという、いわば、ほぼ同様なことを思い描いたこともあって、考えを纏めるにいいチャンスとばかり早とちりで、提案者の申し出を引き受けはしたものの、その作業がそう簡単なことでもないことに、後で気づいた。すなわち、あまり知識もない分野の沖縄の史料学の歴史を纏めることはあまりに冒険すぎはしないのか、個人的な体験とは言え、事実の経過をありのままに記述することが、いかに困難であるかということ。思うに一つの救いは、厳密な論理で展開する学術論文とは異なり、個人的な体験による資料調査の報告を意味する内容となっている点であろうか。

与えられたテーマにどのように近づくのか、どのような形式で叙述するかについても問題がないわけではない。史料の内容を基本に記録するのか、また、史料の所蔵機関に注目するのか、分野ごとに分類するのか。情報を豊富に所有する人との交流をいかに実現するのか、それらの課題を含めて、さまざまな課題が山積する。限られた時間での不完全な調査、撮影の許可、不許可、マイクロ化の進行状況、収集作業には、予期せぬ制約が伴う。史料収集とマイクロフィルム作成の経験に関わったことのある人には、すぐ分かることではあるが、研究と称してマイクロフィルムを閲覧する人には知らせることの難しい微妙な複雑さが漂っている。ここでは、沖縄のみに限らず、わたしの関心も作用して日本近代に関係するのも注目した。

分量の制限もあるので、必要以上に、原則的な方針を掲げずに、自由に思いつくままに、気楽に筆を進めるこ

とにしたい。巻末に、作業経過の一覧表と調査・収集の資料所蔵機関名を掲げておく。その一覧表を詳細に検討するならば、言いたいことのすべてが、語られているはずである。また、調査時期に、わたしが実際に参考にした参考文献も示しておいた。参考文献の活用は、資料調査の結果に大きな影響を与える。調査結果の撮影依頼の一覧表は、一覧しただけでは無味乾燥の表にすぎないが、この表は極めて重要な史料である。具体的な史料名は分量が多くここに掲載できないのは、残念である。正確な一覧表にして機会があれば、解説を付記し、もう一度公表したいと考えている。

ところが、琉球・沖縄史料学のその全体について、論じることは、沖縄研究に関心を抱く人びとにとっても、もとより関心も高く、重要なことには相違ないが、しかし、実際問題として、その困難な事業を成し遂げられる人は、わたしが思うに、ごくごく限られた人であろうと想像される。沖縄の研究に生涯を傾けた沖縄学（研究）の偉大な先輩である伊波普猷と東恩納寛惇の二人は、沖縄史料学を縦横無尽に語り得る最適な人物であったであろうと思う。後に編集され、二人の残された業績をまとめた『伊波普猷全集』と『東恩納寛惇全集』はそのことを雄弁に物語る。両人は著書以外にも沖縄に関する貴重な史料を数多く残している。特に、伊波普猷は、『おもろさうし』に、東恩納寛惇は『歴代宝案』に愛惜の念を持ち研究の深化のためにその情熱を傾けている。伊波普猷が精魂を傾け、全沖縄の各地から収集した史料は戦前の沖縄県立図書館に保管されていた。しかし、これらの史料も沖縄戦争で灰燼にきし消滅した。国家的な利益(国益)を口実にし、国家によって引き起こされる戦争は、人(自国、他国)を無差別に殺し、文化財も破壊、消滅させた。国家の行う戦争遂行の殺人行為は、激しい戦闘の最中に遭遇すると兵士及び他国民、自国民の区別なく殺戮するという行為に見られるように、想像を超えた悪夢である。過去の歴史は、その史実を多くを伝えている。

この戦争で多くの人間も死亡したが、沖縄の歴史と文化を誇った七珍万寶の類は、はかなくもこの地上から消えた。戦死者を生きがえさせることができないように、イミテーションは別として、失った文化財の完全な復元もほぼ不可能である。

先の話につながるが、もちろん沖縄史料学に貢献した人は、伊波、東恩納両氏以外にもいる。『新沖縄文学』(33号1976)では、「特集沖縄学の先覚者群像一人と学問一」によると次の人が取り上げられている。すなわち、東恩納寛惇、眞境名安興、比嘉春潮、仲原善忠、佐喜眞興英、金城朝永、喜舎場永珣、奥里将建、島袋全発、宮良当壯、島袋源一郎、世礼国男、稲村賢敷らである。論文を執筆された方々のお名前を省略したが、書かれた論文は力作揃いである。本特集では特に伊波普猷が外されているの

は、それなりの理由があるようだ。前号で伊波普猷の世界の総特集が編まれたからである。おそらく他にも資料収集に貢献した人はいるはずである。実証的な地域研究は、調査と資料によって打ち立てられるが多いはずである。

わたしが、以下に論じるのは、一般的に言われる沖縄研究（沖縄学）の史料に関するのではなく、あくまでもわたしの関心と経験に限定されたごく一部分の未完成品で、雑駁なものにすぎないことを予めお断りしておきたい。言うまでもなく、わたしのその経験ももとより浅く、また関心も限られたものでしかない。その経験ももとはと言えば、論文をまとめるために、図書館や資料館で巡り会った史料群との邂逅の不連続の集積なのである。この作業の出会いも綿密な計画のもとになされたものではなく、ある偶然の思い付きの賜物でしかないようにも思われる。その先行きの定まらない偶然が、また一つの楽しみでもある。

## 2 研究課題からの史料への関心

ここでの主な論点は、論文と研究資料との関係にある出会いを通して論じることになるであろう。このことは基本的には、多くの研究者の仕事に共通する課題でもあるはずだ。しかし、その研究と不可分の関係にある史料との事例が表に現れるのは、そう多いとも思われない。わたしの場合の例で言えば、若干異なる。明確に言えば、対象とする地域と時期に特色があることだ。地域としての沖縄と時代としての日本近代に限られるという前提である。とはいうものの決定的な特徴は、去る76年前の沖縄戦争によって研究資料の多くが壊滅的な打撃を受けたことで、対象となる研究資料が極端に少ないということである。幸いにして、全国的に対象を広げ、戦禍のなかを生き延びた沖縄関係の史料をどのような方法で収集するかというのが、この課題であり、その目的なのでもある。すこし広い視野を押し広げてみれば、沖縄関係史料学ということになるのかもしれない。この場合、関係の言葉の意味は、深く広いことになる。作業の過程で知ることであるが、目指す史料とめぐり逢うことも大切であるが、それも含め、調査の途中で予期せぬ史料に巡り会い、不思議なことにその世界に引き込まれる手法の過程に関心を引く場合が少なくないのである。もしも広げれば、世界的な規模になるかもしれない。逆説的な言い方だが、回り道の停滞こそが楽しいことも多いのである。後ほど詳しく触れることもあろうが、所蔵機関に勤務する人々との交流で得た貴重な体験にも触れておきたい。

はじめに明らかにしておくが、私の研究テーマは、大掴みに言って、日本近代史のなかの沖縄である。わたしが初めて書いたのも、明治の「琉球処分（1872年～1879

年）の一考察—支配層の反応の分析を中心に—」の論文である。琉大人文社会科学研究所の紀要の3号に掲載した。当時、利用できた史料も多くはなく、せいぜい松田道之の編集した「琉球処分」（『明治文化資料叢書』大4巻 外交編）、『日本外交文書』、喜舎場朝賢『琉球見聞録』等であった。内容の密度はともあれ、文献の量は、少なく貧弱であったとしか言いようがない。もちろんこれまでに研究され明らかにされた先行の論文も大いに参考にしたり、また大いに刺激を受け、導かれた。先駆者の実証的な研究成果程、後進にとって導きとしてありがたいものはないと痛感させられた。それは論文をまとめるに参考にしたりした注のなかに感謝を込めて記されておいた。研究論文というものを書き方も、初歩的な手順も知らずに、引用史料を重ねて書いた文章であった。まとめあげる作業の過程で、史料の大切さを感じたのであろうか。論文の構成の基本的な手法に関しては、参考文献や脚注の付記の仕方などを含め、沖縄県史の編纂に携わっていた名嘉正八郎氏、仲地哲夫氏の指導を受けたことも感謝を込めて記しておきたい。

後になって、松田道之の編集した「琉球処分」の原本を国立公文書館で見つけた時には、100数年前の琉球に引き戻された気分になり、忘れがたい感動と言いかね喜びを同時に感じる事ができた。偶然ではないかもしれないが、史料の生き残る確率は低い。実に不思議な因縁を思い知らされた瞬間でもあった。ある感動のことを人は万感胸にせまるものがあると表現するが、わたしにとって不思議な心境の味わいとなった。

以下の報告においては、どのような機関でどのような関係史料を見つけ出し収集したのか、その過程とその史料名の列記が多く示されることになるであろう。そのなかでどの史料が出版・刊行されたのかにも触れておきたいと考えている。基本資料の多様な共有化は、資料保存の最も確実な方法であると認識するからである。

## 3 著書と使用史料の所蔵機関

以下の叙述において、それぞれの論文から出発をして、利用した史料の在り方を記述するのが分かりやすいと思うが、数本の論文をまとめたために、いささか散漫になりやすいので、ここではその論文のまとめた論文集の著書を中心に述べる方法をとることにした。

まえおきが長くなりやすいので、その論文をまとめた著作物から入っていくのが、いいのかもしれない。まず初めにわたしの刊行済みの4冊の著書から入っていくことにしたい。その方が簡単で、先が見えやすいとの理由からである。著書というのは、以下の4冊で、それ以上でもなくそれ以下でもないのである。

- 1 『明治国家と沖縄』(三一書房 1979)。
- 2 『近代日本と沖縄』(三一書房 1981)。
- 3 『沖縄史料学の方法』(新泉社 1988)。
- 4 『日本近代史のなかの沖縄』(不二出版 2021)

この4冊の本のあとがきで、それぞれにその成立と由来を書いておいたので、以下の文章は、それを踏まえて書くことになるが、内容がいくらか重なることになるのかもしれない。

過去のある時期に書いた文書を著書にまとめるには、同じことを繰り返して書いたところがでてくる。そのようなことは当然避けるべきであるが、前後の記述の関係で残る場合もしばしばある。見逃すのもやむを得ないのかもしれないと思う。

ここで、研究資料の豊富さと膨大な資料の所蔵を誇る機関で、比較的頻繁に足を運んだ都内の機関名を列記しておこう。そこで、琉球、沖縄の語彙を用いて沖縄近代史関係の史料の検索に入ることになるのである。

- 1 国立国会図書館 憲政資料室。
- 2 東京大学法学部 明治新聞雑誌文庫。
- 3 早稲田大学図書館、社会科学研究所。
- 4 國學院大學 梧陰文庫。
- 5 国立公文書館・内閣文庫。
- 6 宮内庁書陵部。
- 7 外務省外交史料館。
- 8 防衛庁戦史室。

ところで、その機関の図書館、文庫からどのような史料が収集されたのかという具体的な史料名に関しては、原稿の分量の関係で省略することにする。ここでは、撮影の依頼した日を記しておいた。

史料収集は、多くの人の共同作業である。個人でできるのには限界がある。同時に多くの人の協力が必要である。後で、これらの方々の援助についても触れておきたい。

個人的な関心で資料収集に関わったことは別にして、集団的にかかわったことに触れておきたい。

第一の経験は、中野好夫氏の主宰された沖縄資料センターの史料収集の作業に参加させてもらったことである。琉球政府の各局を回り行政資料を入手することであり、沖縄教職員会ははじめ各種の民主団体、政党から同じく資料をもらうことであった。その仕事は後に、『沖縄問題基本資料集』(南方同胞援護会刊)や日本評論社から刊行された『戦後資料・沖縄』の編集に連なった。その編集を推進したのが、中野好夫氏であり新崎盛暉氏であった。編集委員の中には、高橋実氏、新里恵二氏等も加わっていた。ここでの貴重な経験が後の資料収集行動

に影響を与え、研究のみならず、多くの人が共通して使用する史料の収集に関心を転換させた。この資料集は、沖縄返還の意義を国民が正しく理解することを期待しての編集であった。全国に沖縄資料センター設置の役割を果たし、啓蒙運動の効果を示したと思う。その流れに連なる資料集として、新崎盛暉編『ドキュメント沖縄闘争』(亜紀書房 1969)がある。

第二は、琉大で戦後資料収集委員会の仕事で、宮里政玄氏(琉大での恩師)の下でアメリカ民政府の統治資料をコピーする作業に携わったことである。宮里政玄氏の働きで、アメリカ民政府(USCA)が本国に引き上げるときには、沖縄統治資料(裁判資料も含む)のすべてを琉球大学に寄贈するとの運びになっていたが、ナショナルアーカイブスから強力な要求があり、すべての沖縄統治史料はアメリカ本国のワシントンに移送された。移送の最中にコピーされた。作業室に3台のゼロックスの複写機が持ち込まれた。資料を慎重に複写するには、1台で、一日で千枚くらいが限度である。現在琉大図書館の所蔵する民政府史料である。

アメリカ本国のワシントンに移送された民政府資料は、30年後に、その全部を国会図書館と沖縄県の公文書館がマイクロフィルムで収集することになる。莫大な費用が投入されたことだろうと想像する。

第三は、琉大図書館で、沖縄関係資料収集委員会を組織し収集に取り掛かったことである。

資料の収集には、正確な資料調査の必要性は言うまでもなく、マイクロフィルムに収めて持ち帰るには、多くの費用が伴う。その負担をどう捻出するかが、必要不可欠の課題である。琉球大学付属図書館は、年次計画と文部省の図書館情報課の特別の配慮で、その狭き門を潜り抜けることができた。地方大学の図書館の使命として、沖縄関係の史料を集める義務を琉大図書館は、感じていたからであろう。個性と特徴を活かす意味でも意義があると考えたからであろうか。その伝統は今につながる。

#### 4 著作の周辺史料

1 『明治国家と沖縄』(三一書房 1979)は、わたしのはじめての著書で、基本は、修士論文で書き上げた原稿であるが、内容は各章立てを細部にわたり大きく書き直した。明治の琉球処分を取り上げた。もとの論文題目は「明治初期の沖縄問題序説」である。

史料学との関連でいえば、国会図書館の憲政資料室の穴戸文書を利用したことである。マイクロフィルムでの閲覧ではあったが、史料の原文書に触れた初めての経験となった。歴史研究にとって原文書に触れるという体験、その意義をその時は必ずしも理解してなかった。東京大学の明治新聞雑誌文庫の自由民権運動

期の史料も参考にすることができた。指導教授の家永三郎氏の紹介状を懐に、赤門をくぐり、西田長寿氏、北根豊氏に面会し、史料の取り扱い方の指導を受ける。自由民権期の史料を求めて、その後何度となく明治文庫を訪ねることになる。ある時、北根氏は、わたしを岡義武氏に紹介してくださった。著名な政治学者の岡氏は、若いころに、明治の琉球問題の国際的な側面を解明した論文も書いている。ついでに書いておくと、琉大での集中講義の依頼のこともあり、北根氏から三谷太一郎氏や伊藤隆氏も紹介していただいた。著名な学者との面談は、そうあるものではない。琉大では、招聘教授と呼ばれていたが、両氏は、多忙な身でありながらも快く引き受けていただき、集中講義は実現し、両氏のご厚意に感謝した。北根氏のご配慮に深く感謝した。

2 『近代日本と沖縄』（三一書房 1981）は、琉大に就職して後に書いた論文が主である。

その就職先で、論文を書く理由は、他にもなく昇任人事のためである。例えば、助教授から教授への昇任には、数本の論文がなくてはならない。そのために精力的に論文を書き上げ、評価の対象となる点数まで、数を貯金しておくことである。論文の他に自分の著書があれば、評価も高まったはずである。資料集は評価の対象外である。専門を異にする審査員が、対象の論文の審査評価ができるのかどうか、疑問なしとしないが、この問には深入りを避けて、この場合は、慣例に従う方が賢明かもしれない。わたくし自身も同様な経験を持っている。人事に関する資料は、会議後に回収されるので、実態を明らかにすることはできない仕組みになっていた。審査委員会が威厳と権威を持っていたので、評価の決定に対して、大きな不満が表面化することはなかったように思う。

この2の著書の論文の内容の評価は、ともあれ、史料学的には、いくらか注目し、検討すべきものが含まれているように感じられる。具体的な史料名を挙げておいた方が、内容の理解も早いかもしれない。一つは、当時市ヶ谷にあった「防衛庁戦史室沖縄戦関係史料」（今は場所も名称も変わっている）であり、他の一つは、国立公文書館「地方巡察使復命書」（『公文別録』）である。貴重で重要な史料群である。

「防衛庁戦史室沖縄戦関係史料」については、「沖縄戦関係文書について—防衛庁戦史室沖縄戦史料を中心に—」（『沖縄史料学の方法』新泉社1988）で詳しく触れておいたので、それを参考にさせていただきたい。沖縄戦争のことは、たんに日本軍行動だけでなく、米軍の軍事行動及び住民の戦争体験聞き書き史料も重視しなくては、戦争の全体像は見えてこないであろう。米軍は写真、文書、フィルム等膨大な資料を残している。

今もってその全部は収集されていない。

国立公文書館「地方巡察使復命書」についても、この著書で「第二部の明治国家と地方巡察使」のところまで詳細に論じておいたので、ここでは繰り返さないことにする。

わたしの本が、三一書房から出版された理由は、特別なことではなく、わたしが学生のころアルバイトで知り合った編集者がいたからである。地方巡察使復命書の出版を計画した折、編集を担当した竹村一氏に1冊の著書もない人の史料集を出すのは、あまりに不自然ではないのかと迫り、はじめての著書『明治国家と沖縄』の出版となったのである。以後それに続くことになる。

3 『沖縄史料学の方法』（新泉社 1988）

この本は、わたくしの史料収集に関する内幕を記した紀行が主で、論文に準じた内容の評論も収録されている。ここでは「琉球王国評定所文書」に触れている。

評定所文書の本体は、この世に存在しない。浦添市が刊行した『琉球王国評定所文書』は、奇跡的に残った文書を編集し刊行しものである。まさに歴史的な快挙である。それにしても沖縄の歴史を根本から解明すべきはずの史料が湮滅したことは、悲劇の極であろう。その墓標名のつもりで、東大の史料編纂所に保管されている目録「旧琉球藩評定書類目録」を梅木哲人氏の解説を付して、琉大の『文献史料による近世沖縄の社会・文化史的研究』（特定研究紀要1978年）で写真版として刊行した。琉球王国がどのような史料を持っていたかがわかる。残念なことであるが、惜しいかな、その史料の現物を見ることは不可能となった。ところが、後で知ったことであるが、この史料について東恩納寛惇氏は、いくらか書き写して残しているという。このノートは、現在、沖縄県立図書館に所蔵されている台湾の沖縄関係の史料についても少しは、調査したことを述べておいた。今もって台湾に関する本格的な調査は実施されていないはずだ。部分的な調査はあるはずだが。

4 『日本近代史のなかの沖縄』（不二出版 2021）

これは、今年2021年刊行さればかりなので、特別には、触れる必要もないと思う。後半の所で、必要ならば少しだけ触れることにする。

繰り返しのまとめになるが、そもそものわたしの関心は、明治国家への併合・統合が関心事であり、具体的には「琉球処分」期の時期に関心が集中していた。それにはその時期の時代状況、戦後の復帰運動の思想が強く影を落としていた。すなわちアメリカの沖縄支配という現状の影響を受けていたということになるだろうか。復帰を実現するための原点を日本国家に併合された時点に求めて

いた。運動のナショナリズムの側面を明治の国家統合に期待し、おそらく幻想し夢を見た結果であろうと今は推測される。現在ではその幻想を簡単に見破ることもできようが、復帰の可能性が絶望的な時期では、ナショナリズムへの期待の幻影として捉えた。少なくとも当時の私にはそのような思考形態が色濃く染まっていた。憲法復帰という考えももちろんあった。その思想が先鋭化するのには、後半になってからである。

資料収集の原則は、原文書の入手が不可能なので史料を撮影し、記録された情報を得ることにある。それをマイクロフィルムにするといい。フィルムをリイダーにかけそのまま使用することもあるが、紙焼きにして写真を見る場合もある。紙焼きして見るのが利用者にとっては便利である。それには高額の費用が伴う。便利さは、当然のことだがコストがかさむ。史料の平等な利用を実現するには、多くのコストがかさむ。

まずは、資料調査である。それにも関連の目録に精通しなくてはならない。目指す史料に巡り会えるのは幸いであるが、簿冊や目録をめくっても発見できない場合もままある。調査が終われば、撮影の許可を得ることになる。

公的な機関は許可を得るにそう難しいこともないが、個人所有の場合は、簡単には許可をもらえない。その場合は、あきらめるしかない。悲しくみじめな体験を現実味に味わうことになる。とは言え、万事休する訳にはいかないのである。悲憤は許されない、次に進むしか道はない。

研究成果と史料学との融合を示した貴重な本が刊行されている。近代史研究の全体に光をともし道しるべとなるであろう。伊藤隆氏、季武よし也氏『近現代日本人物史料情報事典』（吉川弘文館）がその本で、研究者に計り知れない恩恵を与えるであろう。史料収集の大道を示してくれる灯台の役割を永く果たしてくれるであろう。

## 5 島袋源一郎氏について

沖縄史料学で北部（国頭郡）との関係に触れることは、せつかくの申し出ではあるが、文章にまとめるほどの十分な準備ができてない。今はその問いに答えるのは、不可能なので、次回の課題として残しておくことにする。自治体の地域史を明らかにすることは、大切なことである。その地域に住む人々の生き方を明らかにすることも同様に大切なことであろう。取り上げるべき人物も少なからずいるはずである。

すでに広く知られていることかどうかも知らないが、ここでは、島袋源一郎氏についてほんの一言触れておきたい。島袋源一郎氏は『国頭郡志』の著者としても有名である。時は、復帰前のことである。東恩納寛惇氏が沖縄タイムスで講演（1958年）した時の話である。ある時、東恩納氏のもとを島袋氏が訪ね、万国津梁の鐘の表面に

刻まれた鐘銘の文を読んでもらうようお願いしたという。『万国津梁の鐘』は、首里城正殿にけられていたが、琉球処分期に熊本分遣隊の手によって、那覇西村の本願寺（後の真教寺）に持ち込まれたのであったが、1943年に人々の要望で、再び正殿に復帰している。この『万国津梁の鐘』の文書は今や知らない人が少ないくらい普及していて、名護にサミットの開催された「万国津梁館」があるくらいである。また、書家もその文言を好んで毛筆を運んでいるようである。この鐘文にはじめに関心を示したのが、島袋氏であったかもしれない。今はそのことは問わないことにする。誰が先かは、さほど問題ではないはずだ。とかく、島袋氏は、正確な読み方を東恩納氏に依頼したのであろう。島袋氏は、鐘を正殿に戻す運動に精力的にかかわっており、鐘銘の文章を正確に読む必要があり、その解説を東恩納氏に依頼したのではなからうかと推察される（東恩納寛惇著『憧景集』「島袋源一郎を憶ふ」）。

講演の最中に東恩納氏は、鐘銘の文章「琉球国ハ南海の勝地ニシテ三韓ノ秀ヲ鐘メ……」を琉球に誇りを持つかの如く、格調高く語んじて、聴衆を圧倒し強烈な印象を与えた。

仲宗根政善氏の語るところによると、東恩納氏は、戦前、沖縄師範学校で教職員を集めて講演をしている。その時もその鐘銘の文章に触れている（仲宗根政善著『石に刻む』1983年）。

府立一中での東恩納氏の講義を聴講した政治学者の丸山眞男氏は、面白く、非常に印象的であったと回想している（松沢弘陽、他編『定本丸山眞男回顧談』上、岩波書店 2016）。

その後か先かは判然としないが、島袋氏の「郷土自慢の歌」は紛れもなく『万国津梁鐘』の文章を下敷きにし、文章を練り翻訳したのであろうと思われる。昭和の戦争期の時代思潮の影響をあえて、そのままにして、思想的な解釈やイデオロギー的な評価を加えずにみれば、この文章は、郷土自慢も含めて、沖縄の夢を語っているようにも取れる。このエピソードに類する話は、島袋氏の人柄の側面と学術への貢献の一つを伝えているであろう。沖縄の未来につながる夢を示しているとわたしは解する。事実、その鐘銘の文には言葉の力強い響きと内容の普遍性がある。琉球の国際的な地位、地理的な位置から見て周辺諸国との交流は、外交上も重視しなくてはならない。その例として歴史上に見るならば、万国津梁の鐘の表面に刻まれた鐘銘の文がある理想を伴って浮上してくるはずである。近代に入り多くの移民を輩出した県として、その本国との交流は鐘銘の理念とも繋がるはずである。島袋氏は、そのことの意味を言いたかったのではないだろうか。ちなみに、この鐘のできたのは1458年、尚泰久の5年首里城の正殿にかけられたという。鐘

銘について東恩納寛惇は「まことに往時海上に雄飛した時代の南島の気魄を表現したものである」(『琉球の歴史』1957)と述べている。1941年に刊行された『黎明期の海外交通史』の序文のところで、鍾銘にふれた感動的な文章を残している。歴史研究者の史料解説の喜びも伝えているが、同時代の雰囲気も伝える強い言葉の「大東亜共栄圏」の語彙も同時に残している。

比嘉春潮氏は、島袋源一郎氏の急逝を新聞で見て、次のような哀悼の文を残している。

「同氏との交わりは三十余年前の師範学校在学時代からで、私の方が一級上だったが同級生以上に親しく、或夏の旅行には同氏の郷里によって御厄介になつたこともあつた。殊に私が東京に出て柳田先生の日本民俗学研究の仲間に加はつて以来は、郷土研究に造詣深い同氏に何かと教へて貰つたり調べて貰つたりすることが多く、又東京から沖縄に行く人を紹介して案内を頼んだことも多かつた。」(出典、出所、失念)

比嘉氏の書き遺されたこの文章は、島袋氏の人柄をしるべ優れた文章である。島袋氏への魅力を引き立たせてくれる。わたしは、島袋氏にもっと暖かい光を当てる必要を感じる。

## 6 公文書館史料のマイクロフィルム調査収集

さて、それでは本題に戻るとしよう。これまで調査を推進し、撮影をさせてほしいと依頼した書類のひとかたまりがある。その書類を時間の流れの中で、眺めてみることにしよう。史料名の羅列に見えるかもしれないが、これは調査の結果であり、ただじっと眺めるのは、確かに退屈かもしれないが、その調査には多くの忍耐が要求された。その前に、文書の映像であるフィルムをどう集めるのかの過程に注目しよう。収集の手段であるマイクロフィルムとはどのような仕組みなのかを考えてみたい。

とにかくこの方法は、原本の映像を場所を変えて移動することである。原本の保存している場所に行って閲覧すれば映像にお世話になる必要もなくなるはずである。その意味に限定すれば、史料収集はさほど意味を持たなくなる。今はそのことに深入りしないことにしよう。

このマイクロフィルムの目録は、基本的には、1974(昭和49)年以降、今日までわたしが、国立公文書館を中心に、沖縄関係学、日本近代史関係に関する史料を調査収集したマイクロフィルム史料の集積目録である。ただし例外として、若干それ以前のものも含まれている。

ところで、「マイクロフィルムとは何か」と改めて聞かれると、明確に答えることは、技術的な知識も関連し、それほど簡単ではない。マイクロフィルムが、現に原文書の保存や、膨大な文書の伝達を可能にしている点や、印刷不可能な文書及び図版の伝達等に果たしている威力

は、誰もが認めざるをえないであろう。実際にその面での働きは大きい。映像によるフィルムは、写し取ることを使命としているならば、マイクロフィルムは、レンズによるフィルムへのいわゆる写本であると言えないこともない。仮に、全冊の撮影を善本であるとするならば、部分撮影は、「流布本」ということにもなりそうである。この目録は、本来マイクロフィルムが持っている、情報大量伝達の機能を逆の方向に作用させたものである。膨大な文書からある一部分を選択してマイクロ化したのは、方向としては、明らかに小量化である。その点で、部分的には、一種の「流布本」の流れをくむことになるであろう。ともあれ、現実には、地域的に(地理的に)史料の偏在状況が、継続している格差を考慮すれば、貴重な史料をフィルムに複製して閲覧可能になることは、何事にも代え難い恩恵と言わねばならないであろう。研究条件の平等化の方向に流れており、格差の是正にもそれなりの働きを示している。

この目録は、個別の史料名に目を通していくことにより、いくつかのキーワードが明確な輪郭を表すことになるであろう。目録に記載された史料内容の流れと変遷を冷静に見るならば、少なくとも、私の琉球大学在職時代の二十年間(1971~1991)とその後の数年間(山梨学院大学)の問題関心のあり様が、日本近代史のどの分野に、また沖縄近代史の何に集中しているかも知ることができるとであろう。

収集に際しては、タイトルにも示されているように、広範な日本近代史関係、沖縄関係学の諸分野にまたがっているが、その採用の基準になる一つの体系とか、あるいはまた、統一のとれた原則とかの方法が、必ずしもあるわけではない。強いて言えば、目録をめくって、それにつられて史料を閲覧し、目にとまったものを、自由に収集したと言えなくもない。それに公文書は、一つの史料の単位の幅が広く、しかも複雑で表記も一定していない。その傾向が倍加されて、雑然とした混乱はこの目録の中でも起きている。目録のなかの史料名を記したのもあるが、詳細な目録にせず、簿冊の名称をそのまま残したのもあり、記載のレベルの幅が極端に広すぎる。史料存在の多様性を単純化し、あるまとまりとして統合化を試みることは、困難な作業であり、無意味ですらある。

## 7 国立公文書館

東京に国立公文書館が開館した情報を伝えてくれたのは、琉球新報社・東京支局の記者の三木健氏であった。しかもそこで、山県有朋の沖縄視察の復命書のあることも教えてくれた。それを見るために1974年2月23日に上京し、多くの目録の中からその復命書を見つけ出すことができた。その日がわたしの国立公文書館と接触の始ま

りとなったのである。その後、国立公文書館には大変にお世話になった。三木健氏の友情と好意に感謝の意を表したい。

調査対象の主な機関は、先にも示しておいたが、もう一度確認しておく。国立公文書館、国立国会図書館・憲政資料室、宮内庁書陵部、外務省外交史料館、防衛庁戦史室、東京大学法学部・明治新聞雑誌文庫等と位置的には、地図で確認すれば明瞭だが、東京の極めて限られたほんの一角にすぎない。

国立公文書館では、特に『太政類典』『公文録』『公文類聚』『公文雑纂』『上書建白書』『巡幸録』『記録材料』『単行書』『公文別録』『諸雑公文書』等に注目した。地下鉄の東西線の竹橋駅経由で、もっとも多く訪ねたのはこの国立公文書館であった。宮内庁書陵部は、皇居東御苑の中にあり、国立公文書館とは、掘りを隔てて向かい合う清閑な環境の中に建てられている。国立公文書館の二階の閲覧室からもっとも近くに見えるのが、荘重な書陵部の建物である。両者は、共に歴史史料を保管する点で共通するが、わたしには、掘にかかる北桔橋を通じて、結びついているように思える。

北の丸公園の竹橋よりに位置する開館まもない国立公文書館は、もとの内閣文庫の目録を除いて、公文書に関する目録等も刊行されておらず、目録閲覧室備付けのゼロックス複写の製本された冊子の目録を見るために足しげく通はねばならなかった。膨大な所蔵量を誇る近代日本国家の史料群を眼の前にして、どこからどのように切り口をさがし求めていいのやら、不安と期待の交差する奇妙な気持の揺れ動く中に立すくんでいた。唯一の導きの光は、国立公文書館報の『北の丸—国立公文書館報—』に連載されていた公文書専門官・石渡隆之氏の「太政類典の構成—利用者のための手引き—」（『北の丸—国立公文書館報—』第2号）をはじめとする公文書群の解説・解題論文であった。上書建白書については、柴田和夫氏の「国立公文書館所蔵明治初期建白書について」（『北の丸—国立公文書館報—』第2号）が大変に参考になった。それらの綿密を極めた論文に目を通し、ごく大まかな予備知識を得て、石渡隆之氏をはじめ熱心な専門官の親切な指導にみちびかれて、日本近代史史料の奥深い樹海のごとき密林の中に入り込んで行った。専門官のアドバイスが、史料の織りなす壮大な日本近代史の流れに身を浸す何よりのパイロットの役割を果たした。開館まもない当時の国立公文書館は、専門官から直接に史料利用に関する情報を得ることができるほど、利用者の数も少なく、席もまばらで、あらゆる面で余裕があった。

もちろん、言うまでもなく私の場合、調査も収集も、十分ではないはずである。沖縄から年に数回上京してくるという限られた時間内で、いくらかでも効果をあげるには、目録と、緊張の中にも静かに対峙するしか方法が

なかった。おそらく国立公文書館では、関心のあり様、問題意識の持ち方によって、多様な調査・収集が可能になるはずである。

今日、国立公文書館は、その所蔵の『太政類典』（上中下三冊）、『公文録』（七冊）、『公文類聚』（九冊、刊行中）等の目録を刊行し、さらに、原文書の永久保存を図るために閲覧用の16ミリマイクロフィルムを作成し、利用者の便宜を図っている。そのことによって、原文書の損耗を抑えることが可能になるであろう。刊行された目録を入手し、前もって目録から見たい史料名を検索しておく、目指す史料へのアクセスは、かなりの時間が節約できるはずである。琉球大学の図書館でも、国立公文書館の理解と協力をえて、16ミリのマイクロフィルムを揃えることができた。今日のように、目録がデジタル化され検索に時間のかからない施設は、夢のような話である。今例えば、沖縄とか、琉球と検索すれば、ほんの数秒で関係史料が展示される。わたしがこれまで数年かけて調査した結果は、今や数分の仕事でしかない。技術の進歩の速さに目を見張るのみである。アジア資料センターの設置によって、はかり知れない恩恵と利益を研究者にもたらした。研究者にとって、どこにいても日本の公文書にアクセスできるという脅威と驚きの世界の再現であろう。戦争と敗戦を経験した日本国家が、平和憲法を抱きしめ戦争責任の謝罪の方法として一切の公文書を世界の研究者に公開することは最も大きな反省の一つであろう。

## 8 国内研修中の調査

ともあれ、それでも、二度の国内研修（東京教育大学文学部〔1975. 4. 1～76. 3. 30〕、東京大学法学部〔1984. 10. 1～1986. 3. 30〕）の期間は、比較的自由的な時間のなかで調査、収集に精力的に取り組むことができた。目録の記載もこの国内研修の期間が、多くのページを占めているのもなら不思議ではない。その間、東京教育大学文学部では、家永三郎教授、和歌森太郎教授の両教授から、東京大学法学部では、三谷太一郎教授、伊藤隆教授の両教授のご指導を受けることができたことは、幸いなことであり、深い喜びと満足を得ることが出来た。この機会にまた、琉球大学教授・宮里政玄氏、東京経済大学教授・色川大吉氏と早稲田大学教授・鹿野政直氏、慶應義塾大学教授・内山秀夫氏等のご厚意に心からの感謝の念を表したい。アメリカ国立公文書館の所蔵史料に対して持続的な関心をもって収集できたのも、もともとの動機は、先に掲載した諸氏等の適切なお教示とご指導があったからである。大きな視野に立って、史料の収集を心がけることの必要性をつねに示唆していただいた。豊富な情報を持つ人々の指導、助言は、何ものにも代えがたい。

勤め先の琉球大学の図書館をはじめ、国立公文書館、宮内庁書陵部から受けた恩恵は、はかり知れないものがある。国立公文書館では、歴代館長の岩倉規夫、菅野弘夫、小玉正任の諸氏をはじめ、職員の方々に、宮内庁書陵部では、森縣氏に大変にお世話になった。この場を借りて、深い感謝の意を表したい。その他に利用させていただいた機関は、沖縄県庁（琉球政府文書）、外務省外交史料館、防衛庁戦史資料室、総理府統計局、法務省図書室、静岡県立図書館・葵文庫、北海道道立図書館等である。個人では、「尾崎三良文書」を所蔵する、神奈川県尾崎春盛氏に格別のご配慮をいただいた。「尾崎三良文書」をマイクロ化できたのも、尾崎春盛氏のご厚意によるところが大きい。紹介の労を取っていただいたのは中央公論社の布川欣一氏であった。布川氏は、尾崎氏から「沖縄視察復命書」のコピーも取り寄せていただいた。地方巡察使への展望が見え始めていた。

資料リストの作成には、当時、大学・大学院生であった波平常則、田場由美雄、高良和夫、我部政明の諸氏をはじめ多くの協力者の支援があった。また、すぐれた技術を持ち撮影を担当された各企業（勉誠社、高橋写真、三景マイクロ、高橋情報システム）にも、大変にお世話になった。

撮影・複写の手続について、一言、お断りしておかなくてはならないことがある。上記の機関での史料の調査及びリストの作成は、私が中心になって担当した。ところが、撮影依頼の文書を提出する段階になると、書類の上では、勤務先の責任者即ち学長ないし図書館長名で提出することを強く求められた。作業を効率的に運ぶのには、あるいはその方がいいのかも知れない。共同作業のつもりで、求められるまま書類もそのように作成した。宮内庁書陵部、沖縄県庁、外務省外交史料館、防衛庁戦史資料室、総理府統計局のような機関は、琉球大学図書館長の名前で申込まれている。しかし、その個所も私が調査したということで、ここに示しておいた。大学図書館を充実するには、研究者である教授の調査結果が反映されるのが望ましいことは言うまでもないが、そのパイプは意外と広くはない。

それから、原文書を所蔵する機関が、複写許可の条件として示した項目がある。これから先、史料を利用し活用して出版をする場合には、是非とも心得ておくべきことなので、掲載しておくことにする。特に、フィルム使用のみの場合は、殊の外慎重を要する。ここでは、国立公文書館の様式を取り上げておすが、おそらく、どこの機関でもほぼ同じ内容ではなかろうかと思われる。すなわち、

1. 複写に際しては、原本の現状に変更を加えないこと。
2. 複製物は、この申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。

3. 記載した使用目的以外の使用により著作権上の問題が生じた場合は、申請者がその責任を負うこと。
  4. 複写の部数は、1件につき1種類を1部とすること。
  5. 複写に伴うフィルム・ネガは、国立公文書館に寄贈すること。
  6. 複写に伴い原本に損傷を生じさせた場合には、その修理経費は申請者が負担すること。
  7. 無断で複製物を出版掲載、販売または再複製しないこと。
  8. 複製物を出版掲載等に使用する場合には、改めて出版者、発行年月日等を別紙に記載のうえこの申請書に添付すること。
  9. 将来、複製物を出版掲載等に使用する場合には、あらかじめ出版掲載等許可申請書を提出して館長の許可を得ること。
  10. 国立公文書館からの同様の依頼に対しては、今後互恵的な便益を供すること。
- この10項目である。

特に、9. に注目して欲しい。出版掲載等が許可された場合は、「国立公文書館所蔵のものである旨および原本の標題を表示すること」が加わる。5. も実際には、公示された価格表もあり、「寄贈」部分の費用もかさみ会計的にも、微妙で複雑なところが残る。ここは原文書の保管の意味では理解できないでもないが、やはりかつての言論統制の名残をとどめているようにも感じられる。寄贈されたフィルムがどのように利用されているのか調査してみる必要がある。

## 9 収集と刊行・出版計画

収集されたこれらの史料の一部は、当初より出版の計画があったわけではないが、新たな研究者の助言と編集者、出版社の協力を得て、解説、解題等の関連史料の追加など若干編集の手が加えられ、出版されたのも少なくない。幸いなことに、出版の日の目を見たのを、思いつくまに書き留めて見る。

- 1 我部政男編『地方巡察使復命書』上 三一書房 1980年
- 2 我部政男編『地方巡察使復命書』下 三一書房 1981年
- 3 大日方純夫・我部政男編『元老院日誌』四冊 三一書房 1983年
- 4 井出孫六・比屋根照夫・安在邦夫・我部政男編『自由民権機密探偵史料集』一冊 三一書房 1984年
- 5 大日方純夫・我部政男・勝田政治編『内務省年報・報告書』全十六巻 三一書房1983年
- 6 『沖縄県史料』近代3 尾崎三良・岩村通俊沖縄関係文書 1980年

- 7 色川大吉・我部政男監修『明治建白書集成』全九巻 筑摩書房
- 8 我部政男・茂野隆晴・須賀昭徳・山内幸雄編『大津事件関係史料集』上巻（山梨学院大学社会科学研究所叢書 1）成文堂 1995年
- 9 広瀬順皓・我部政男編『勅奏任官履歴原書』上・下 二巻 柏書房 1995年
- 10 広瀬順皓・我部政男編『公文別録総目録』上巻 ゆまに書房 1995年
- 11 広瀬順皓・我部政男編『公文別録総目録』中巻 ゆまに書房 1996年
- 12 広瀬順皓・我部政男・西川誠編『明治前期・地方官会議史料集成』全3期 柏書房 1996年
- 13 我部政男・栗原純編『ル・ジャンドル台湾紀行』 緑蔭書房 1998年

等の出版物がある。その他にも、

- 1 石井良助編『府県概則』青史社、
- 2 日本史籍協会編『太政官沿革志』（解説・広瀬順皓） 東京大学出版会（全十巻）
- 3 『枢密院高等官履歴』東京大学出版会（全八巻）
- 4 『地方官会議史料集成』柏書房
- 5 『地方巡幸史料集成』柏書房

等がある。

最初の『明治15.16年地方巡察使復命書』の刊行に際して、出版掲載の許可を得るのにさまざまな困難に直面した。出版元である三一書房の竹村一氏が、たとえ許可がなくとも出版するとの態度である。強硬突破の勢いで、手続き無視の姿勢である。掲載の許可を取るという仕事は、いつの間にかわたしに任された。その状況を打開するために、著名な方々に間に入っていただき、公文書館への紹介の労を取ってもらった。幸いなことにこの仕事を引き受けていただいたのが、大久保利謙氏、由井正臣氏、広瀬順皓氏、津田秀夫氏の諸氏であった。この恩義、支援と協力があったことをわたしは忘れることができない。大久保利謙氏、由井正臣氏の両氏は、直接に国立公文書館長にあてて推薦と紹介の文書を書いて、出版の必要性を強調された。身にしみて、有り難いことである。このことがなければ、おそらく出版掲載の許可を得ることは、不可能であったらと思う。そのころの私の陥っていた客観的な立場に理解を示し、ご支援いただいた諸氏に対し深く感謝し、お礼を申し上げたい。皇居の緑が目にしみる国会図書館の憲政資料室で、静かな声で、史料の大切さを話す大久保先生との面談が、いまとなっては懐かしい思い出のひとつである。もしも出版掲載の許可が得られず、本が刊行された場合には、わたしは国有財産の侵害者として職を辞することになっていたのかもしれない。貴重な体験をまた一つ積み重ねた。膠着状況の危機を何とか乗り越えられたのは、大久保利謙氏ら

の支援の輪に支えられた結果であった。直接的には子弟の關係のないわたしに救いの手を差し伸べていただいた方々にご迷惑をかけたことを、今もって、気の重い思い出である。

ところで、出版の仕事は、調査・収集とは、次元の異なる作業のように思えてならない。

出版・刊行された史料集が、普及するためには、多くの人々の協力と援助が、必要になる。この人々の強い連鎖の支持なしには、史料集を確実に利用者の元に届けることは、きわめて困難である。出版社の依頼に応じて、宣伝用の「内容見本」のパンフレットに、紹介をかねて推薦文を書いていただいた方々がいる。また、新聞や雑誌の紙面で、「書評」していただいた方々もいる。『地方巡察使復命書』では、家永三郎氏、色川大吉氏、鹿野政直氏、奈良本辰也氏、松本三之介氏の諸氏に、『自由民権機密探偵史料集』では、色川大吉氏に、『内務省年報・報告書』では、大久保利謙氏、田中彰氏、後藤靖氏、小西四郎氏、山中永之佑氏、石塚裕道氏の諸氏に、『明治建白書集成』では、遠山茂樹氏、柴田三千雄氏、安岡章太郎氏の諸氏に、『公文別録総目録』では、遠山茂樹氏、梅溪昇氏、小玉正任氏の諸氏に、『明治前期・地方官会議史料集成』では、小路田泰直氏、高橋秀直氏、松尾正人氏、御厨貴氏の諸氏に、『地方巡幸史料集成』では、遠山茂樹氏、T・フジタ二氏、宮地正人氏、飛鳥井雅道氏、有馬学氏の諸氏に、『ル・ジャンドル台湾紀行』では、松永正義氏、末成道男氏の両氏に書いていただいた。

私自身は、緊張し、身の引きしめる思いで、その推薦の文章を読ませていただいた。簡潔にして内容の要点をおさえた文書を執筆いただいた方々に対し、心よりお礼を申し上げ、深く感謝するものである。推薦文を読みながら、新しく学び教えられたことも多い。お世話になり、ご迷惑をおかけした先生方の多くは、今やこの世にいない。懐かしく寂しく思い出すだけである。一般的に言って、確かに推薦文は、広告宣伝の役割も担っていて、プロパガンダの色彩も強い面も否定できない。しかし、単なる推薦文にとどまるものではない。次に掲げる色川大吉氏の推薦文を見ていただきたいと思う。情熱と心情が交差して、さらに、研究と資料の意義を見事に言い当てている。「人民の抵抗権行使の史実を明らかにする基本史料集」題で文章が続く。中略もあるが、少し長く取り上げておきたい。とかく、色川大吉氏の深い洞察力と分析に、改めて感動する文章である。

「民権運動の根本史料を全国にわたって最も体系的に収集したのは明治国家そのものであった。（中略）

先に自由民権期の全国『地方巡察使復命書』2巻を世に送った三一書房は、ひきつづいて大部な『元老院日誌』全4冊の刊行を開始し、さらに続けて研究者待望の『自由民権機密探偵史料集』の出版に踏み切られた。これは

近年稀な偉業と讃えることができよう。その中心あって地道な努力を積みあげてきた我部政男氏らに私は深甚な敬意を表したい。

とくにこの『機密探偵資料集』は、板垣遭難事件、福島事件、高田事件、群馬事件、秋田事件、言論弾圧事件などに関する、これまで知られていなかった新史料をふくんでおり、研究の進展にはかりしれない貢献をするものとおもわれる。

本書を読むと、恐るべき官僚国家であった明治政府が、いかに多数の密偵を放って、人民の不穏な情勢や民権家の行動を大小漏らさず監視させ、その情報を収集していたかが分かる。これまでも三島通庸文書などによって、密偵報告の重要さは知られていたが、改めて本書によって、その全体を通観し、当時の民権陣営と権力側のツバぜり合いのような緊張関係を追体験することができる。

(中略)

この官側資料の登場は、それに対応する民間文書の発掘をいっそう促進するであろう。このように本書には探偵報告にとどまらず「公文録」にふくまれていた激化事件関係の司法部史料までが収録されていて、日本人民の抵抗権行使の史実を明らかにする基本史料集としての価値を高からしめている。

「自由民権百年記念」と銘打ったこの一連の大出版が、少数の有志研究者や民間の一書梓の手で続行されていることに對して、私自身、民権百年全国実行委員会の一人として深い敬意を表し喜んで推薦したいと思うのである。」

少し長い引用になってしまったが、これほど適切な言葉が他にあるだろうか。史料刊行の意義、内容の史料的な価値の位置づけなどこまかい配慮がなされている。学術研究の評価のなかで論文の評価は高い、研究史料に関しては、評価も低く、ほとんどが評価されないのが一般的な傾向である。業績審査の評価の場合でも、論文は学術的な業績として評価の対象になるが、史料集の刊行は、ほとんど認められていない。それなりの理由もあるはずだが、この状況を通り越して、広い社会的な次元から透徹した見識で、紹介の労を取っていただいたのが、色川大吉氏の文章であろう。この推薦文がいかにわたしを励まし、力になってくれたか、忘れることができない。色川大吉氏の言葉が、クモの糸のごとく目をかけて救い上げてくれたことをどれほど、わたしがうれしく思ったことか。今も深く感謝している。

およそ公文書の中心は、統治に関するものが主であるが、時には被支配者の声が露呈する。それが、民衆の声としてまとめられたのが、明治の場合、建白書であり、意見書である。初期の明治政府は、広く民衆の意見を求め、民衆もこれに応じて多くの多様な意見を提出した。ところが、その民衆の意志が政治に反映された形跡は、

見られない。政府は、意見の多さに驚き、煩いを避けるべくその受付機関を地方の県庁に回している。この建白書・上申書、意見書の原文書を借り出し閲覧していると、建白書を認め、正装して政府の窓口を持参した人々の気持が伝わってくる。これは明治民衆史の根本史料であることに気が付いた。同時に、直感的にこれは『明治精神史』、『明治の文化』等の著書を持つ色川大吉氏の仕事の一分野であることを思いついた。その史料のことを色川大吉氏と相談し、筑摩書房で出すことが固まっていた。建白書は、形式がまちまちで紙の質、大きさ書体すべてが異なる。そのために一冊に綴じた時に文章の字が綴じのなかに入り込み読むことができない。色川氏は、出版に際して掲載の許可をもらう機会に、その読めない綴じ部分を一度解体し、紙に耳をつけて紙型を統一してもらうようお願いした。公文書館はその申し入れを快く受け入れてくれた。迅速な対応を身近にみて、民衆史の史料に対する色川氏の心意気に触れた感じであった。筑摩書房の『明治建白書集成』（全9巻）は編集委員も強化され、国立公文書館所蔵の史料のみならず、地方の県庁文書も含めて編集されている。10年に及ぶ大事業であった。その他のわたしの関係した史料集の発行に際しても格調高い名文の推薦文を書いていただいた。色川大吉氏の恩義を忘れるわけにはゆかない。

この調査・収集の目録では、少しの冒険と無謀をとともなっても、可能な限りオリジナルのネガ・フィルムの作成を心がけた。しかし、実際には、必ずしもそうとばかりもいかなかった。例えば「大使書類原稿」（岩倉ミッション関係史料）のように、すでに北海道大学教授の田中彰氏等の企画でフィルムになっていたのは、それを作成した研究者の努力に感謝しつつ、既存のフィルムを利用してもらったものもある。同様なものに、国立国会図書館憲政資料室の「宍戸璣文書」がある。

わたしのほうは、オリジナルのネガ・フィルム化のつもりで作業を開始したが、調査そのものの未熟のために、すでに、ネガ・フィルム化された人に対しては、大変な無礼な行動にでてしまっていたことが、時としてあったかもしれないと危惧している。この点は、もしそうならば、深くお詫びを申し上げたい。

とかく初めのころの国立公文書館の閲覧システムでは、所蔵史料のどの部分が、誰によってすでにマイクロフィルムに収められているのか、初めての利用者には、かきもく検討がつきかねた。史料リストを作り、おそるおそる複写申請書をカウンターの係に提出して初めて、すでにマイクロフィルム化されていることが、知られるのである。このようにある特定の史料に複数の研究者の関心が集中している事実は、作業がすこしく進展を見た時点で判明する。したがって、史料の調査中には、ほとんど接することのできない新たな情報なのである。こ

のような状況に接し、他の研究者の努力の成果を利用できることは、正直いって、ありがたいとも思ったが、他面また、申し訳ないことをしているという悩み、さらに、後を追いかめるといった後ろめたさの苦い経験をも、同時に味わねばならなかった。

オリジナルのネガ・フィルムから複製されたリユーブフィルムなるものは、私の場合そのような意識の記念碑みたいなものの総称でもあった。

忠実に目録に従ってリストを作成しても、実際に原本を手にすることが出来ない場合もある。原本がかなりの程度破損し、また著しく虫食が進行していれば、閲覧はおろか、撮影の不可能もやむをえないであろう。この場合、目録には、史料名だけが、怪しく残る（この部分は、未撮影、あるいは、〔 〕でくくっておいた）。マイクロ化したいと思いつつも分量が多く、やむをえず、断念したのもある。史料名の痕跡だけは、とどめておいた。それとは、逆に、「雑書」（樺太交換始末）のように、せっかくマイクロ化はしたが、リストを紛失してしまいそのままになっているものもある。恥ずかしながら、史料リストの未整理のために、『勅任官履歴原書』（2A-31-9職148～149）『枢密院高等官職免履歴書』（2A-16-3枢176～182）のように、全く同じ文書を二度も撮影している事実も告白しないわけにはいかない。私の目録は、時間節約で公文書の名称がフルネームで記録されてないために、未定稿のままであることをお断りしておく。なお、マイクロフィルムではなく、ゼロックスコピーで収集したものもある。東京大学・明治文庫で複写した分は、ほとんどゼロックスコピーである。その自由民権期の「琉球処分」関係の史料は、ここには掲載されていない。掲載されていないと言えば、そのようなものは、他にもある。沖縄のなかで収集した戦後史料のなかの「琉球政府文書＝アメリカ統治史料」等は、ほとんど収録されていない。機会を改めて目録を整理し、完成を期したいと考えている。

## 10 協力者のネットワーク

目録は、編年ふうで作成順序とし、正確さを期するため、複写を依頼するときに書いて提出した収集史料のリストを作成年月順にまとめたものである。

何よりもまず、原文書を所蔵し、撮影・複写を許可された国立公文書館、国立国会図書館憲政資料室、宮内庁書陵部、防衛庁戦史室、東京大学法学部・明治新聞雑誌文庫等に対しては、心からの感謝を申し上げたい。また、この機会にわたしとしては、マイクロフィルム作成に関する費用の支払の会計上の仕事を担当され、また史料の受入れに援助と協力を惜しまれなかった琉球大学付属図書館の平良恵仁氏、崎浜文枝氏、新井裕丈氏、仲西盛秀氏、松島寛正氏、豊平朝美氏、金城照子氏、松原敏夫氏

の諸氏並びに沖縄県立図書館の宮城保氏、沖縄史料編集所の田港朝和氏等に心からのお礼を申し上げたい。県立図書館の郷土資料の収集に精力的に取り組んでいた宮城保氏は、同志的な役割を果たしてくれた。ここから感謝している。

費用の一部として、それぞれの時期の個別の収集事業に対して、必ずしも具体的ではないが、少なくともわたしが、参加し関係した文部省の科学研究費補助金、総合研究、一般研究、奨励研究、特定研究、重点領域研究等をはじめ、さまざまな基金からの交付を受けた。その金額の総額だけでも、相当な額になるはずである。史料の調査・収集には、想像を越える実に莫大な費用がかさむことを身にしみて痛感している。また、公的な資金で収集した史料は、公的な財産であり私物化すべきではないと考えてきた。それが事業継続の支えにもなった。

最後に、東京大学法学部の明治文庫の北根豊氏には、この目録の取りまとめの遅れたことをお詫びしなければならぬ。近代日本の史料学の体系に詳しい方々に、その都度引き合わせてくれたのは、今は亡き北根豊氏であった。北根豊氏は、重複史料のある東京大学法学部に働きかけ、他の国立大学から多くの申し込みがあったにもかかわらず、「官報」「法規分類大全」をはじめ、多くの史料を琉球大学付属図書館に送ってくれた恩人でもある。人間関係の豊かなあり方が、同時に史料学のネットワークと重なることを身をもって示してくれたのが、北根豊その人であった。懐かしく記憶に残る人である。早稲田大学図書館のマイクロ資料室の猪之原菖子氏にも感謝を申し上げたい。同世代の研究者の多くを紹介していただいたのも猪之原菖子氏であった。研究における人的なネットワークの威力を知るのそれは以後である。国会図書館・憲政資料室の広瀬順皓氏には、いろいろとお世話になった。史料の収集のできたのも氏の指導と援助があつてのことである。ここに感謝の意を記しておきたい。

とかく、史料リストの目録の整理を終えてみて、各機関に所蔵されている史料を調査・収集しマイクロフィルムの目録を作成するということが、いかなる意義をもつものであるかという問いに対して、どう答えていいのか、正直なところ、私には判らない。しかし、この目録が、少なくともわたしの消滅しやすい行為のある航跡になっていることだけは、確かなことのような（参照、我部政男著『沖縄史料学の方法』新泉社1988）。

これまででは、どちらかと言えば、多くの人がそうであるように、文字による「公文書」を中心に関係資料を収集してきた。もしも可能ならば、これからは、軌道修正を試みながら、主に「写真史料」を収集してみたいと考えている。はたして、どの程度のことか、出来るのかどうかは、まったく不明ではあるが。単に衝撃的な迫力をもつ写真が、いかに多いという理由からではもちろんな

い。ともかくも私の場合、少し不思議な現象であるが、写真史料の方により多くの関心が、傾斜しつつある。日本近代史は、写真の発達の歴史と深く重なり、分ちがたく共有する「映像の世紀」形成しているようにも見える。歴史史料として、文書と写真は並列的に比較すべき性質のものでもなく、また単純に比較出来るものでもないはずである。少なくとも、意識して使用すれば相互補完的な機能を持つことは、疑いない。ところが今までは、あまりに、写真史料に重きを置かず、無視しすぎた嫌いがありはしないだろうか。その証拠に写真を歴史史料として、それを組織的に統一的に収集してきた公的な機関が存在しない（フィルムライブラリは、別として）。考えてみれば、これも不思議で妙な話である。アメリカの公文書館での戦争資料との調査がそのことに気づかせてくれた。写真の重要性はますます高まるはずである。広く考えれば、マイクロフィルムも文字の映像にすぎない。

アナポリスの港の一角にたたずんで、弱い視線を日本に向けてと、ペリー来航から日本占領（沖縄占領）までは、文書構成を用いることは、ももちろんのことであるが、見慣れた写真構成によらずに、できるだけ多様な映像で表現する新しい試みもなされていいようにも思う。日本国内にも発掘の待たれる貴重写真が、多く存在するはずであるが、アメリカ国立公文書館の写真史料の目録は、その宝庫のひとつの例のつもりで示しておきたいがために掲載しておいた。

## 11 史料収集と参考文献

史料の調査に際しては、予備調査が必要である。それが参考資料の利用であろう。ライブラリアンによる多くの参考資料が提示されている。参考資料は、道しるべの役割を果たすだけに慎重に取り組まねばならない。わたしが参考にしたのが、以下に示す文献である。

まず、はじめに判例から示しておくことにする。

わたしもマイクロフィルムの重要性を痛感し、自分でも所有することを心がけ、相当数所有していた時期がある。しかし、いつの時期からか判明しないが、個人でフィルムを所有すべきものではないという見解に立ち至った。所有すべきではないとする先ず第一の難関は、湿度の多い沖縄ではそれは不可能である。研究費で入手した史料は個人的に私有すべきではないと考えるようになる。すでに所有しているマイクロフィルムを琉大図書館に、残りの一部は、法政大学の沖縄文化研究所に差し上げた。同研究所に寄贈した理由は、沖縄資料センターの流れを汲んでいることと中野好夫氏の志の一端につながりたいという気持ちがあったからであろうか。フィルム保存の施設が完備していることも考慮した。

ここでは、史料調査に取り掛かる前に実際に参考にし

た文献を掲げておく。収集されたフィルムを使用するに際しての注意事項を述べておきたい。それも収集に関わったものの責任かもしれない。注意事項の伝達である。確かに、そのことはフィルムの利用者にとっては、煩わしいことかもしれない巻末のフィルムに関する凡例である。

### 凡 例

1. 特筆事項は、特になし。マイクロフィルム作成のプロセスが、できるだけ明確になるように情報を整理しておいた。先に、琉球大学付属図書館に寄贈した目録（267リール）と若干重複する。
2. マイクロフィルム化したオリジナルフィルム史料の目録である。マイクロフィルムとして、一般に頒布されているもので、それを購入した場合でも、もちろんここには取り上げない。例外的に、アメリカの国立公文書館のフィルムについて取り上げたのがある。
3. 他の機関や研究者が、すでにマイクロフィルム化し、国立公文書館に寄贈されたものからリユースフィルムにしたのは、例外として、例えば、「大使書類」のように、掲載したものもある。
4. 配列に特別な意味はない。書類の申込み期日順に羅列しておいた。したがって、請求番号の若い順に、史料が並んでいるわけではない。
5. 表示の形式は、国立公文書館の複写許可申請書の記載事項をほぼ踏襲した。
6. 記載事項は、氏名（印）、住所、電話番号、期日、職業、勤務先または学校、使用目的（調査研究、証拠書類、出版掲載、その他）、請求番号、公文書標題・書名および複写部分、撮影者、複製物の種類（フィルム・ネガ、フィルム・ポジ、引伸映画）撮影場所、撮影期間、備考となっている。
7. その他に「下記の事項に異存ありませんので複写をお願いします。」とあり、記10事項が列挙されている。この事項は、史料の利用に際して、例えば出版するなどの時には遵守すべき重要なことがらである。
8. ここでは、作成年月日、作成依頼者、撮影者、請求番号、公文書標題・書名および複写部分の項目に対応するように配慮した。
9. 作成年月日を何時にするかの決定は、正直なところ困難であるので、申込みの期日を便宜的に当てることにした。なお、承認印の押された日も銘記しておいた。
10. 作成依頼者は、史料リストを作成した私が、ほとんどがであるが、書類に記載されている氏名があるような場合はそのままにし、実際にリスト作成の協力者のいるときは、その人の氏名を併記しておいた。
11. 撮影者は、勉強社、高橋情報システム、三景マイクロの何方かが担当した。
12. 使用目的は、すべてが調査研究である。より具体的

に書類には記したが、略する。

13. 公文別録の細目録に関しては、広瀬順皓編『公文別録総合目録』上、(ゆまに書房) マイクロフィルム版を参考にした。
14. 撮影場所は国立公文書館、撮影期間の決定は、利用者との関係を見て行われる。
15. 備考のところに、書類を提出後に所蔵機関の職員によって、フィルム所蔵の有無が記録される。
16. リュプフィルムであるかどうかは、備考のところのフィルムの有無の記録で、判明する。
17. 部分的に、未撮影の史料名をそのまま、記録に残したのもある。
18. 国立公文書館での請求番号の丸囲みの略称を、ここに取り上げておく。  
太(太政類典)、公(公文録)、類(公文類聚)、纂(公文雑纂)、別(公文別録)
19. 防衛庁戦史室の沖縄戦関係文書の目録も掲載しておいた。
20. アメリカ国立公文書館(NARA)所蔵の写真史料も追加しておいた。
21. 戦後史料沖縄関係の文書の部分は、今後整理することとして、この目録では意識的に省略しておいた。  
史料収集の調査に先立って参考にした文献である。水先案内人の役割を果たしてくれた。最もありがたい参考資料である。主なものだけを掲げることにする。

#### 参考文献目録

- 1 『太政類典目録』上中下 国立公文書館
- 2 『公文録目録』全七冊 国立公文書館
- 3 『内閣文庫国書分類目録』 国立公文書館
- 4 『公文類聚目録』全十冊 国立公文書館
- 5 『公文雑纂目録』全六十一冊 国立公文書館
- 6 『単行書目録』全十五冊 国立公文書館
- 7 『記録材料総括目録』全十冊 国立公文書館
- 8 『上書建白書目録』全一冊 国立公文書館
- 9 『公文別録目録』全四冊 国立公文書館
- 10 『元老院日誌目録』 国立公文書館
- 11 『岩倉具視関係文書目録』 国立公文書館 内閣文庫
- 12 『憲政史編纂収集文書目録』憲政資料室目録1 国立国会図書館
- 13 『広澤真臣・宍戸璣関係文書目録』憲政資料室目録5 国立国会図書館
- 14 『三条家文書目録』一 書類の部憲政資料室目録9 国立国会図書館
- 15 『三条家文書目録』二 書翰の部憲政資料室目録13 国立国会図書館
- 16 『宮内庁書陵部和漢図書分類目録』宮内庁書陵部 昭和26年3月

- 17 『宮内庁書陵部和漢図書分類目録』 増加一
- 18 『諸雑公文書目録』 国立公文書館
- 19 『枢密院文書目録』 国立公文書館
- 20 『警察庁文書目録』 国立公文書館
- 21 『外務省記録総目録』外務省外交史料館蔵 戦前期 第1巻〔明治大正編〕外務省外交史料館編 原書房 1992. 9. 24
- 22 『外務省記録総目録』外務省外交史料館蔵 戦前期 第2巻〔昭和戦前編〕外務省外交史料館編 原書房 1992. 6. 15
- 23 田中 彰監修『岩倉使節団文書』(マイクロフィルム目録) 国立公文書館蔵ゆまに書房平成6年
- 24 広瀬順皓・我部政男編『公文別録総目録』(マイクロフィルム目録) 上国立公文書館蔵 ゆまに書房 平成7年
- 25 広瀬順皓・我部政男編『公文別録総目録』(マイクロフィルム目録) 国立公文書館蔵 ゆまに書房平成8年
- 26 『琉球大学・沖縄関係資料目録 A Bibliography of Okinawan Studies』増加版1978. 12現在(昭和40年8月～昭和53年12月) 琉球大学附属図書館 University of the Ryukyus Library 昭和55年3月31日
- 27 『琉球大学・沖縄関係資料目録 A Bibliography of Okinawan Studies』増加版 第2集 1984. 8現在 琉球大学附属図書館 University of the Ryukyus Library 1985. 3. 31
- 28 『琉球大学・沖縄関係資料目録 A Bibliography of Okinawan Studies』増加版 第3集(本文編、索引編 2冊)1992. 3現在 琉球大学附属図書館 University of the Ryukyus Library 1993(平成5) 4月30日
- 29 『井上馨関係文書目録』憲政資料室目録10 国立国会図書館

ここに改めて追加しておきたい文献がある。史料学の古典となる著作である。伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報事典』(吉川弘文館)は、多くの研究者の協力でできている。これほど豊富な情報を提供してくれる本はこれまでになかった。この本のページをめくる人は、研究の案内人に巡り会えたように、多くの恩恵を受けるであろう。

#### マイクロフィルム調査収集史料実施期日目録

- 196(昭和 )年(不明)  
比嘉春潮日記(大洋子の日録) 明治41年8月  
※未詳 撮影時『比嘉春潮全集』別巻(沖縄タイムス社)収録  
1972(昭和47)年 祭魚堂文庫  
琉球内法取調書、琉球沖縄本島取調書、琉球宮古島取調

- 書, 琉球八重山島取調書, 琉球八重山島取調書 附録, 沖縄県下先島回覧意見書, 八重山島風土病調査, 蕃地事務記録 ※未詳
- 198 (昭和 ) 年 北海道庁行政資料室  
札幌県公文録 巡察使へ差シ出シタル控, 各所往電報録, 巡察使差出書類参考書 (共二) 明治16年6月, 巡察使一件録 明治16年7月 ※未詳
- 1974 (昭和49) 年  
49年2月23日 (承認 49・2・26 国立公文書館) 公文雑纂  
2 A-13纂9 一大臣伯爵山県有朋沖縄諸島及五島対馬巡回復命書
- 1975 (昭和50) 年  
50年7月18日 (国立国会図書館) 政治略論 泰西新論 政治家之秘訣  
50年7月23日 (承認 50・7・24 国立公文書館) 公文類聚  
2 A-13類495 佐渡人民暴動ノ際軍隊派遣ヲ
- 50年8月13日 (承認 497 国立公文書館) 内閣文庫  
186-202 万国政談 一 林 正明 全冊 他  
50年9月18日 (承認 50・9・19 国立公文書館) 太政類典  
2 A-9 太679 琉球藩分遣陸士官  
50年9月25日 (承認 50・9・25 国立公文書館) 公文録  
2 A-9 公824 琉球藩尚泰ヨリ  
50年10月3日 (承認 50・10・3 国立公文書館) 返還公文書  
返 青13-12 秘密戦二関スル書類  
50年10月17日 (承認 50・10・17 国立公文書館) 太政類典  
2 A-9 太353 小笠原島探偵ノ為外務省外三省官吏差遣  
50年11月20日 (国立国会図書館) 憲政資料室  
憲政史編纂会収集文書 三島通庸文書 松方正義文書 伊藤博文文書  
50年11月27日 (国立国会図書館) 憲政資料室  
岩倉具視文書 上野景範 三条家文書 憲政資料収集文書  
50年11月27日 (国立国会図書館) 憲政資料室  
石室秘稿 宍戸璣文書 樺山資紀文書  
50年12月3日 (承認 50・12・3 国立公文書館) 枢密院会議関係書類 目録類 枢密院会議筆記簿索引 302ex 上書建白書目録 自慶応4年 至明治13年  
50年12月5日 (国立公文書館) 内閣文庫  
184-185 李仙得 日本沿革論1  
50年12月5日 (国立公文書館) 内閣文庫  
310-47141-65 建白書一覧表  
50年12月5日 (承認 50・12・5 国立公文書館) 太政類典  
2 A-9 太85 保民 警察 他  
1976 (昭和51) 年  
51年2月7日 (承認 51・2・9 国立公文書館) 公文類聚  
2 A-11類1426 南洋庁官制ヲ定ム  
51年2月17日 防衛庁防衛研究所 (戦史室・市ヶ谷) 沖縄戦関係資料  
51年3月13日 (承認 51・3・13 国立公文書館) 公文類聚  
2 A-13類273 沖縄県下八重山地方内離島石炭海外へ直輸出ノ議  
2 A-13纂47 大山陸軍大臣沖縄長崎広島県下巡視ノ件  
51年3月16日 (承認 165 国立公文書館) 内閣文庫  
178-455 雪堂燕遊草 他  
51年10月15日 (国立公文書館) 各種日誌・日記 元老院日誌  
" 元老院日誌目録 1-5 667ex  
1977 (昭和52) 年  
1978 (昭和53) 年  
53年3月1日 (承認 53・3・6 国立公文書館) 公文別録  
2 A-1 別57~85 地方巡察使復命書 他 総3691ex  
53年8月16日 (国立国会図書館) 憲政資料室  
三条家文書 24 25 39 41 45 46 49 51 55 58 52 60 64  
宍戸璣文書 55 公使時代 (各国改約大意)  
53年8月21日 (承認 53・8・22 国立公文書館) 上書建白書  
2 A-31-8 建8~21 上書建白書 総3189ex  
53年9月22日 (国立公文書館) 公文録  
2 A-10公3131~4033 公文附録 建白  
53年9月29日 国立公文書館) 上書建白書  
2 A-31-建22~63 上書建白書 総10577ex  
53年9月29日 (国立公文書館) 各種日誌・日記 元老院日誌  
誌181~311元老院日誌目録 一除各年の目録 総5089ex  
53年10月11日 (承認 53・10・12 国立公文書館) 公文別録  
2 A-1 別9~29 機密探偵書 他 527ex  
53年10月11日 (承認 53・10・12 国立公文書館) 公文別録  
2 A-1 別50 官吏雑件1 他 358ex  
53年10月11日 (承認 53・10・12 国立公文書館) 公文

別録

2 A-1 別51 官吏雑件2 他 387ex

53年10月11日(承認 53・10・12 国立公文書館) 公文別録

2 A-1 別85~2 沖縄県視察復命書(尾崎三良) 76ex

53年10月11日(承認 53・10・12 国立公文書館) 公文別録

2 A-1 別88~100 琉球廃藩置県処分 1~4 他 総2964ex

1979(昭和54)年

54年1月10日

地方巡察使復命書を「明治政権の再編・強化と地方巡察使」(津田秀夫先生還暦記念論 文集『近代国家と民衆』塙書房)で引用するための「出版掲載等許可申請書」提出(承認 54・12)

54年1月10日(承認 国立公文書館) 上書建白書

2 A-31-8 建1~7 上書建白書 1083ex

54年3月13日(承認 54・4・11 国立公文書館)

地方巡察使復命書を三一書房から出版するための「出版掲載等許可申請書」提出(承認 54・4・13 国立公文書館)

54年10月24日(承認 54・10・24 国立公文書館) 公文別録

2 A-1 別57~85 地方巡察使復命書 グラビア 口絵

2 A-1 別85-2 沖縄県視察復命書(尾崎三良) グラビア 口絵

54年10月24日(承認 54・10・27 国立公文書館) 単行書

目録類 単行書目録15冊総括目録1冊 総3644ex

54年10月24日(承認 54・10・27 国立公文書館) 記録材料

目録類 記録材料目録10冊 " " 総2066ex

54年10月24日(承認 54・10・24 国立公文書館) 単行書

2 A-33-10 単1054~1059 琉球使臣来朝始末 琉球使臣諸調書 650ex

54年10月26日(承認 54・10・26 国立公文書館) 単行書

2 A-33-8 単936, 937 巡察余録

54年10月26日(承認 54・10・26 国立公文書館) 単行書

2 A-33-8 単1777 元老院沿革略誌 総1325ex

54年10月26日(承認 54・10・26 国立公文書館) 単行書

2 A-33-8 単1778~1790 東北観風略誌

1980(昭和55)年

55年1月26日(承認 55・1・28 国立公文書館) 公文別録

公文別録 目録 4冊

55年1月25日 国立公文書館 自治省

3 A-13-8-90 自治47 沖縄県町村制

沖縄法制史 沖縄県旧慣制度調

55年1月25日 国立公文書館 文部省

3 A-98-616 文部47 沖縄県高等女学校

55年1月25日 国立公文書館 文部省

3 A-98-843 文部47 沖縄県農業学校学則

55年1月25日 国立公文書館 文部省

3 A-98-2160 文部47 沖縄県高等女学校

55年 1月25日 国立公文書館 文部省

3 A-98-2640 文部47 沖縄県商業学校

55年3月26日(承認 55・3・27 国立公文書館) 記録材料 総4575ex

2 A-34-8 記104~984 宣撫使日記

55年3月26日(承認 55・3・27 国立公文書館) 記録材料

2 A-34-8 記815 福山江刺地方民暴動並樺太事件 大略

55年3月26日(承認 55・3・27 国立公文書館) 記録材料

2 A-34-8 記818~822 建白書仮綴

55年3月26日(承認 55・3・27 国立公文書館) 記録材料

2 A-35-3 記969~980 内務省報告書

55年3月26日(承認 55・3・27 国立公文書館) 記録材料

2 A-35-3 記984 警視庁事務年表

55年3月26日(承認 55・3・27 国立公文書館) 単行書

2 A-33-5 単22~2102 大政紀要 他 4047ex

55年3月27日(承認 55・3・27 国立公文書館) 単行書

2 A-33-7 単708~731 処蕃始末 他

55年3月27日(承認 55・3・27 国立公文書館) 単行書

2 A-33-9 単 1171(明治7年)~1173(明治8年)

地方会議原本

55年3月27日(承認 55・3・27 国立公文書館) 単行書

2 A-33-9 単1226 指令説明録

55年3月27日(承認 55・3・27 国立公文書館) 単行書

2 A-33-9 単1245 集会条例説明録

55年3月27日(承認 55・3・27 国立公文書館) 単行書

我部 政男：史料収集は目録に尽きる

- 2 A-33-9 単1345, 1346 国事犯人名調  
55年3月27日(承認 55・3・27 国立公文書館) 単行書
- 2 A-34-3 単1624 参事院, 内務部理事説明録  
55年3月27日(承認 55・3・27 国立公文書館) 単行書
- 2 A-34-3 単1627 同上  
55年3月27日(承認 55・3・27 国立公文書館) 単行書
- 2 A-34-3 単1684~1686 支那ニ於ケル新聞紙ニ関スル調査  
55年3月27日(承認 55・3・27 国立公文書館) 単行書
- 2 A-34-4 単1827 願伺指令録  
55年3月27日(承認 55・3・27 国立公文書館) 単行書
- 2 A-34-4 単1886~2102 元老院議事一覽表  
55年3月28日(承認 55・3・ 国立公文書館) 内閣文庫
- ヨ317-553~550 警視庁事務年表, 警視庁統計書, 明治建白沿革史  
55年3月28日(承認 55・3・ 国立公文書館) 大蔵省
- 2 A-32-3 歳A 8~275 歳入歳出予算 沖縄県  
55年4月11日(承認 55・3・27 国立公文書館) 林野庁
- 林野庁47~124, 225 保安林 沖縄県 総1385ex  
55年4月11日(承認 55・3・27 国立公文書館) 自治省移管文書
- 自治省47~11 沖縄法制史 436ex  
55年4月11日(承認 55・3・27 国立公文書館)
- 自治省92 沖縄県旧慣制度調  
55年4月11日(承認 55・3・27 国立公文書館)
- 2 A-4 資329 南洋拓殖設立ニ属スル書類 154ex  
55年6月16日(承認 55・6・16 国立公文書館) 上書建白書
- 2 A-31-8 建41~63 (53・9・22の許可の再利用) 1981(昭和56)年  
56年1月9日(承認 56・1・19 国立公文書館) 元老院日誌
- 2 A-31-7 誌181~311 元老院日誌の出版掲載等許可申請書を提出  
出版社=三一書房  
56年1月24日(承認 56・1・27 国立公文書館) 単行書
- 2 A-33-9 単994~1000 鹿児島征討始末, 朝鮮尋交始末  
56年1月24日(承認 56・1・27 国立公文書館) 単行書
- 2 A-33-9 単1037 生蕃事件 総2301ex  
56年1月24日(承認 56・1・27 国立公文書館) 単行書
- 2 A-33-9 単1033~1053 ただし 除く1045朝鮮尋交始末  
56年4月4日(承認 56・4・6 国立公文書館) 単行書
- 2 A-33-4 単1834~38 森藤右衛門建言之儀ニ付事案詳審議書  
2 A-34-4 単1839 石川県民会一件 他 106ex  
56年4月4日(承認 56・4・6 国立公文書館) 単行書
- 2 A-34-4 単1846~1846 上申録 他 総1167ex  
56年5月22日(承認 56・5・25 国立公文書館) 記録材料
- 2 A-35-3 記404 新聞反訳上申類 他 238ex  
56年5月22日(承認 56・5・25 国立公文書館) 記録材料
- 2 A-35-3 記940~952 外務省報告書 他 473ex  
56年5月22日(承認 56・5・25 国立公文書館) 記録材料
- 2 A-35-3 記953~968 内務省年報 他 総2014ex  
56年5月23日(承認 56・5・25 国立公文書館) 記録材料
- 2 A-35-3 記982 警察年報  
56年5月22日(承認 56・5・25 国立公文書館) 記録材料
- 2 A-35-3 記983 警察年報 643ex  
56年5月23日(承認 56・5・25 国立公文書館) 記録材料
- 2 A-35-3 記985 警察年報  
56年5月23日(承認 56・5・25 国立公文書館) 記録材料
- 2 A-35-6 記1717 警察年報  
56年5月23日(承認 56・5・25 国立公文書館) 記録材料
- 2 A-35-6 記1650~1665 司法省年報  
56年5月23日(承認 56・5・25 国立公文書館) 記録材料
- 2 A-35-6 記1667~1673 司法省年報 総4554ex  
56年5月23日(承認 56・5・25 国立公文書館) 記録材料
- 2 A-35-6 記1686~1695 司法省年報  
1982(昭和57)年  
57年3月20日(承認 57・3・23 国立公文書館) 単行書
- 2 A-33-9 単1045 朝鮮尋交始末

57年4月2日(承認 57・4・2 国立公文書館) 官員  
録 職員録

2 A-31-9 職148~152 勅奏任官履歴原書

57年4月2日(承認 57・4・2 国立公文書館) 公文  
附属の表

附C26~30 元老院議官会議出席並不参加

57年4月2日(承認 57・4・2 国立公文書館) 公文  
附属の表

附C142 元老院議官会議出席並不参加 2813ex

57年4月2日(承認 57・4・2 国立公文書館) 公文  
附属の表

附C144~147元老院議官会議出席並不参加

57年4月2日(承認 57・4・2 国立公文書館) 公文  
附属の表

附C17 開拓使、琉球藩戸籍職分寄留表

57年11月10日(承認 57・ ・ 国立公文書館) 公  
文附属の図(附A)

目録類 公文附属の図目録(附A) 192ex

57年11月10日(承認 57・ ・ 国立公文書館) 公文附  
属の表(附C)

目録類 公文附属の表目録(附C) 79ex

57年11月10日(承認 57・ ・ 国立公文書館) 枢密院  
会議関係書類

目録類 枢密院 五十音順 197ex

57年11月10日(承認 57・ ・ 国立公文書館) 枢密院  
会議関係書類

目録類 枢密院 会議筆記 181ex

57年11月10日(承認 57・ ・ 国立公文書館) 枢密院  
会議関係書類

目録類 枢密院 整理表 25冊 総2787ex

1983(昭和58)年

58年7月25日(承認 58・7・27 国立公文書館) 記録  
材料

2 A-35-6 記1674~1685 司法省民事統計年報 総  
2118ex

58年7月25日(承認 58・7・27 国立公文書館) 公文  
別録

2 A-1 別6 太政官 明治15年~18年

58年7月25日(承認 58・7・27 国立公文書館) 公文  
別録

2 A-1 別7 太政官 明治15年~18年

58年7月25日(承認 58・7・27 国立公文書館) 公文  
別録

2 A-1 別8 太政官 明治15年~18年

58年7月25日(承認 58・7・27 国立公文書館) 公文  
別録

2 A-1 別17 内務省 明治15年~18年

58年7月25日(承認 58・7・27 国立公文書館) 公文  
別録

2 A-1 別19 内務省 明治15年~18年 総1415ex

58年7月25日(承認 58・7・27 国立公文書館) 公文  
別録

2 A-1 別20 内務省 明治15年~18年

58年7月25日(承認 58・7・27 国立公文書館) 公文  
別録

2 A-1 別48 官符原案

58年7月25日(承認 58・7・27 国立公文書館) 公文  
別録

2 A-1 別49 府県 沖縄県県治方向ノ件

58年7月25日(承認 58・7・27 国立公文書館) 公文  
別録

2 A-1 別6~53 6 53 135 諸建白書

58年9月12日(承認 58・9・12 国立公文書館) 公文  
別録

2 A-1 別151~163 臨時制度整理局書類 他 総  
2588ex

1984(昭和59)年

59年2月6日(承認 59・2・13 国立公文書館) 単行  
書

2 A-33-7 単1408~1443 太政官沿革志1 36 77ex

1985(昭和60)年

60年1月18日(承認 60・1・23 国立公文書館) 単行  
書

2 A-33-5 単246~423 大使書類原稿欧米大使全書  
明治4年~5年

60年1月29日(承認 60・1・30 国立公文書館) 記録  
材料

2 A-35-3 記879 記録課 報告書

60年1月31日(承認 60・2・2 国立公文書館)

2 A-35-7 帳 元老院往翰簿 元老院来翰簿

60年2月12日(承認 60・2・15 国立公文書館) 地  
方官会議 建白書 巡幸雜記 公館報告

60年2月14日(承認 60・2・15 国立公文書館) 単行  
書

2 A-33-7 単547~570 処蕃書類, 李仙得台湾紀行

60年2月14日(承認 60・2・15 国立公文書館) 公文  
類聚

2 A-27-11類2956 公文類聚 第70編 卷1 昭和  
21年

60年2月14日(承認 60・2・15 国立公文書館) 単行  
書

2 A-34-1 単1308~1338 府県概則

60年2月16日(承認 60・2・18 国立公文書館) 記録

我部 政男：史料収集は目録に尽きる

材料

2 A-34-9 記360 左院書類  
2 A-35-1 記411~429 雑書  
2 A-34-8 記938 地方巡回報知書類 各県出張官  
員復命書

60年2月19日(承認 1006 国立公文書館)  
186-139 新聞訳稿 海外新聞 新聞彙纂 翻訳集成  
翻訳集成原稿

60年3月49日(承認 1051 国立公文書館)  
327-273 民事事件増減比較表  
327-272 明治15年度重罪処断一覽表

60年6月19日(承認 265 国立公文書館)内閣文庫  
186-124 海外新聞 万国新聞 地方官会議日記 弁  
事局記 行政官記

東征総督記 地方官会議議事筆記

60年6月19日(承認 265 国立公文書館)内閣文庫  
222-108 清仏戦争見聞録 東巡録 巡幸日誌 朝鮮  
独立論 朝鮮論

政風便覧 欧州巡回報告 建白留

60年6月21日(承認 297 国立公文書館)内閣文庫  
265-286 岩倉文書 7 21 31 33 34 62 63  
92 93 94 95 96 97 98 105 107 109 110 111  
112 113 114 115 116 118 119 120 121 122

巡幸日誌 出版例纂 出版条例

60年6月26日(承認 297 国立公文書館)内閣文庫  
265-286 岩倉文書 1 15 22 23 29 49 51  
59 60 61 102 103 104 108

60年6月21日(承認 6月24日 国立公文書館)公文別  
録

2 A-1 別142~150 大津事件

60年7月8日(承認 60・7・9 国立公文書館)公文  
録

M-公 8, 45, 54, 81, 120 異宗徒一件

60年11月22日(承認 60・12・4 国立公文書館)巡幸  
録

2 A-31-5 巡 1~52 巡幸録 全冊

60年11月22日(承認 60・12・4 国立公文書館)公文  
別録

2 A-1 別 2~5 太政官 明治元~10年 2~5 公  
文別録

60年11月22日(承認 60・12・4 国立公文書館)公文  
別録

2 A-1 別54~56 上書建言録

60年11月22日(承認 60・12・4 国立公文書館)公文  
別録

2 A-1 別47, 34 工部省, 農商務省

1986(昭和61)年

61年11月11日 国立公文書館 警察庁  
警察庁61 1~21 琉球王府関係文書 他  
総7416ex

1987(昭和62)年

62年 1月10日 国立公文書館 警察庁  
警察庁56, 14, 15, 16 建白及投書 他  
667ex

62年3月20日  
100292 ローテルダル新聞 32ex  
100291 中外新聞 40ex  
100271 日本新聞 30ex

62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課  
資料

2 A-40資 2 思想対策協議会に関する件 5469ex

62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課  
資料

2 A-40資 20 帝国憲法第8条第1項の規定に基づくポ  
ツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件

62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課  
資料

2 A-40資 31 枢密院御諮詢事項及び の本答書例  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課  
資料

2 A-40資 56 終戦処理に関する件  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課  
資料

2 A-40資 66 国体明徴に関する件  
62年 3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務  
課資料

2 A-40資 67 国体明徴に関する声明経過  
62年 3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務  
課資料

2 A-40資 97 東京帝国大学教授河合栄次郎休職の件  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課  
資料

2 A-40資 111 支那事変以来の勅詰及び詔書  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課  
資料

2 A-40資 118 国体明徴に関する各庁の施設  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課  
資料

2 A-40資 205 内閣制度創始50年祝典記録  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課  
資料

2 A-40資 206 憲法発布50周年祝賀式典記録  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課  
資料

- 2 A-40資208 明治12, 13年雑件綴  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課資料
- 2 A-40資224 内閣制度創始50周年関係  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課資料
- 2 A-40資231 思想対策協議会参考資料  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課資料
- 2 A-40資275 企画院関係書類  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課資料
- 2 A-40資327 情報部常務部会書類  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課資料
- 2 A-40資359 貴族院制度調査会参考資料  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課資料
- 2 A-40資361 貴族院制度調査会参考資料  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課資料
- 2 A-40資366 憲法発布50年記念事業  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課資料
- 2 A-40資372 終戦関係書類 其の一  
62年3月20日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課資料
- 2 A-40資374 終戦関係書類 其の二  
62年3月20日 国立公文書館 農林水産省  
農林50, 3 一般文書 官房文書課  
62年3月24日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課資料
- 資6 議院制度刷新に関する懇談会 総3096ex  
62年3月24日 国立公文書館 内閣総理大臣官房総務課資料
- 資134, 135, 136  
62年3月24日 朝鮮及び台湾在住民政治処置調査会に関する件  
62年3月24日 一, 二, 三  
62年3月24日 資252, 官吏服務規律の改正  
62年3月24日 議会制度審議会書類其の一, 其の二  
62年3月24日 厚生47, 29 收受文書, 内閣関係第12冊  
62年3月24日 厚生47, 33 收受文書, 各省, 各方関係 第1冊  
62年3月24日 厚生47, 34 收受文書, 第2冊  
1988 (昭和63) 年  
1989 (平成1) 年  
1990 (平成2) 年  
1991 (平成3) 年  
1992 (平成4) 年  
4年12月16日 国立公文書館 諸雑公文書  
4 E-18雑3~ 諸雑公文書  
1993 (平成5) 年  
1994 (平成6) 年  
6年6月10日  
国立公文書館・内閣文庫蔵の琉球大学図書館マイクロフィルムからの複写許可を得る (承認6. 8. 22 国立公文書館)  
1995 (平成7) 年  
7年6月30日 国立公文書館内閣文庫 出版掲載等許可申請書 (承認 )  
我部政男・広瀬順皓・西川誠編『明治前期・地方官会議史料集成』全 3期 柏書房  
1995 (平成7) 年  
7年6月30日 国立公文書館 出版掲載等許可申請書 (承認 )  
我部政男・広瀬順皓・西川誠編『明治前期・地方官会議史料集成』全 3期 柏書房  
7年4月28日 国立公文書館 枢密院会議関係書類  
2 A-16-3 枢176~182 枢密院高等官職免履歴書  
1995 (平成7) 年3月15日~4月11日 アメリカ国立公文書館Ⅱ (NARA)  
1995 (平成7) 年7月29日~8月26日 アメリカ国立公文書館Ⅱ (NARA)  
近代日本関係 (中国・朝鮮・台湾・南洋・沖縄) 写真資料の調査表  
アメリカ国立公文書館Ⅱ (NARA) 蔵 近代日本関係 (中国・朝鮮・台湾・南洋・沖縄等含む) 写真史料の調査表  
滞在調査期間・1995年3月16日~4月11日 1995年7月29日~8月26日  
我部政男 (山梨学院大学)  
協力者 我部政明 (ジョージワシントン大学研修中)  
仲本和彦 (メリーランド大学大学院)  
広瀬順皓 (駿河台大学)
- 1, 本史料リストは, アメリカ国立公文書館Ⅱ, NARA (NATIONAL ARCHIVES RECORDS ADMINISTRATION, AT COLLEGE PARK) のFlooe 5の (STILL PICTURE) 所蔵の写真史料の調査に基づき, 広く日本に関係すると思われる史料群を拾い上げて作成したものである。地域としては, 日本が対象の焦点になるが, ある時期, 侵略・戦争の拡大にともなって関連してくる地域は, ほぼ環太平洋, アジアの各地域にまたがる。  
写真史料が, 文書, 地図等と同様に日本近代史の実証的な研究の史料として, ひろく普及し, かつ活用さ

れ、豊かな歴史像をかたちづくりに有効に機能することを切に期待するものである。

1、本史料のリストには、二三の例外は別として、すでに、NARAにおいて図書の検索カード化（ほぼ10数箱）され、比較的によく利用されている、これら日本・中国・朝鮮・台湾・南洋・沖縄関係のものは、含まれていない。これら図書の検索カード化された史料群は、容易に検索でき、しかもその存在が、広範に普及していることもあって、あえて本史料リストからは、意識的に除外しておいた。実際に、地域、国家、主題、人物レベルで分類されたカードは、一枚の写真の番号と対応しており、説明文も付されている。このカードの分量は、極めて膨大であり、実際に数えたことはないが、おそらくは、数億万枚にもたっするはずである。

1、調査の方法は、アメリカ国立公文書館から発行された、Barbara Lewis Burger 編のGuide to the Holding of the Still Picture Branch National Archives (1990) を、基本的な拠り所としながら、別に、史料管理・保管者の立場で事務用として作成されたと思われるキャビネットに保管されたファイル資料に依拠して作成した。史料には、分類番号として、例えば、RG-111. 1-SC, RG-111. 1-SCA, となっているが、二つのキャビネットに保管されている史料には、点以下の数字は付されてなく、直ちに、RG-111-SC, RG-111-SCA, という形式を採っている。閲覧の際の請求番号は、Box番号とともに括弧内 (RG-111-SCA) に示しておいたように、後者を記載するようになっている。因みに、RGとは、RG IS THE ABBREVIATION FOR RECORD GROUP, FOLLOWED BY THE RECORD GROUP NUMBER. THIS DOES NOT APPLY TO DONATED MATERIALS と説明されている。

1、史料群の文末に、(P17) とあるのは、Barbara Lewis Burger 編のGuide to the Holding of the Still Picture Branch National Archives (1990) のページをしめしている。

1、RG以外のもので、ホルダー史料群のように、ほとんどこの主題（日本）に関係のないと思われる資料が、時として含まれている場合もある。これなどは、関係という言葉の範囲の決定の絞り込みが、いかに困難であるかを具体的な史料名でもって示している。

1、僅か2月足らずの滞在の数日の調査期間で、とうてい完全な史料リストを完成することは、もとより不可能である。史料群の調査は、今後とも継続して行われることが要求される。したがって、当然にもこのリストの中にも遺漏もあり、不完全さの残ることは、言うまでもない。史料の表記に際しては、おおむね史料群のあるブロックが明確になるように心がけ、その一部をBox番号で提示し、場合によっては、具体的な史料

の番号を記録した所もある。記載の統一的な表記は、今後の課題の一つであるが、ここではできるだけ原型を残すように配慮した。

1、ともあれ、この史料リストの作成にあたっては、史料の基本である史料の存在形態およびそれいかにアクセスするかを教えていただき、そのリストのコピーを持ち帰ることの出来たことなど、Floor 5 (STILL PICTURE) のアーキビストのかたがたに、大変にお世話になった。記して感謝の意を表したい。膨大な写真史料の目録やファイルを作成し、利用者に提供してくれたアーキビストの努力に敬意を表さずにはいられない。他国民にたいしてもまったく自由、平等にあつかってくれた。史料収集の真髄に触れる貴重な体験となった。

1996（平成8）年

8年7月29日 国立公文書館 琉球処分関係資料集 出版掲載等許可申請書（承認 8. 8. 1）

我部政男・広瀬順皓・川畑恵・大里知子編『琉球処分関係史料集成』三一書房（琉球藩置県処分、清国機密交信）  
8年8月6日 宮内庁書陵部『太政官期地方巡幸史料集成』出版掲載等許可申請書（承認8. 21）

我部政男・広瀬順皓・岩壁義光・小坂肇編『太政官期地方巡幸史料集成』全2期 柏書房

8年9月12日 国立公文書館 出版掲載等許可申請書（承認8. 9. 17）

我部政男・広瀬順皓・西川誠編『明治前期・地方官会議史料集成』全3期 柏書房

8年12月10日 国立公文書館『太政官期地方巡幸史料集成』出版掲載等許可申請書（承認12. 12）

我部政男・広瀬順皓・岩壁義光・小坂肇編『太政官期地方巡幸史料集成』柏書房

8年12月10日 国立公文書館・内閣文庫『太政官期地方巡幸史料集成』出版掲載等許可申請書（承認12. 12）

我部政男・広瀬順皓・岩壁義光・小坂肇編『太政官期地方巡幸史料集成』柏書房

1997（平成9）年

1998（平成10）年

1999（平成11）年

2000（平成12）年